

## 現況報告書入力の際の注意事項

平成31年3月

●平成30年4月1日現在の「現況報告書」(いわゆる平成29年度の現況報告書)の作成については、平成30年5月2日付け「現況報告書入力チェックシート」として、各法人に入力の際の注意点をお知らせしたところですが、改正後2年目ということもあり、平成29年度分現況報告書でも不備や誤りが散見されました。この修正のため、皆様にも多大なご協力をお願いしたところです。

●今回、平成30年6月作成の現況報告書で誤りの多かった点について、どのようなことに注意すべきかをまとめましたので、次回の入力の際に参考にしてください。ここでご紹介していない点につきましては、平成30年5月2日付け「現況報告書入力チェックシート」および平成30年3月20日付け「社会福祉法人が届け出る『事業の概要等の様式について』の一部改正」(子発0320第6号)で再度ご確認ください。

●なお、現況報告書の記載要領は、現時点の要領に基づくものですので、今後に改正等があった場合には、再度お知らせいたします。

★記載した数字は、一例です。

①評議員全員への支給総額(費用弁償や旅費は含めない。)②報酬には、所得税が課税されるが、法人としては、法人として支出した総額(あらかじめ源泉徴収し、支給額を手取り5,000円とした場合、5,000円+源泉徴収分となる。)

### 2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額	60,000
-----------	---	-----------	---	-------------------	--------

(3-1) 評議員の氏名	(3-3) 評議員の任期			(3-4) 評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5) 他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7) 前会計年度における評議員会への出席回数
秋田 太郎	H29.4.1	～	(例)H33.6	2無	2無	3
民生委員						
山王 花子	H29.4.1	～	(例)H33.6	2無	2無	3
無職						
大町 五郎	H29.4.1	～	(例)H33.6	2無	1有	2
株式会社アキタ興業 総務課長、秋田平成福祉社会評議員						

\*以下 略

平成30年3月20日付けで国から改正通知があり、各評議員の現在の職業を記載するとともに、(3-5)において他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況を「有」と選択した場合は、具体的な法人名を明記すること。

### 3. 当該会計年度の初日における理事の状況

職員給与を受けている理事が**1名**の場合

職員給与を受けている理事が**1名**の場合、給与額が特定されるので、その分を除いた報酬総額を記入

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額	80,000	1 特例 <b>有</b>
----------	---	----------	---	-------------------	--------	---------------

職員給与を受けている理事が**複数**の場合

該当する理事の職員給与(給料、手当)と、報酬もあればその報酬額とその他の理事の報酬の総額との合算額

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額	9,876,542	2 特例 <b>無</b>
----------	---	----------	---	-------------------	-----------	---------------

\*なお、この場合も、評議員報酬等の総額と同様、費用弁償や旅費は含めません。

現在の理事長が、「初めて理事長に選任された日」

「理事」としての勤務状況。よって、例えば施設長として常勤であっても、理事としての職務としては、「非常勤」となる。

理事の要件は、①社会福祉事業の経営に識見を有する者、②事業区域における福祉に関する実情に通じている者、③施設の管理者で、①から③まで各々一人以上が必要

評議員同様、国から改正通知があり、会社名や法人名、役職を具体的に記載すること。

秋田市役所で課長職級以上の職にあった者の就職状況（委嘱や選任も含む。）

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業		(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
陸奥 五郎	1理事長(会長等含む。)	H19.2.5	2非常勤	H29.6.10	〇〇水産専務取締役		2無
	H29.6.10	～ H31. 6	1社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	1 有	2理事報酬のみ支給		4
越前 守	2業務執行理事(常務理事等含む。)		2非常勤	H29.6.10	〇〇園施設長		2無
	H29.6.10	～ H31. 6	3施設の管理者	2 無	3職員給与のみ支給		4
長州 百恵	3その他の理事		2非常勤	H29.6.10	無職		1有
	H29.6.10	～ H31. 6	1社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	2理事報酬のみ支給		4
南部 八太	3その他の理事		2非常勤	H29.6.10	自営業(飲食業)		2無
	H29.6.10	～ H31. 6	2事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	2理事報酬のみ支給		3

\*以下 略

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

監事の報酬等の総額についても、評議員や理事の報酬等の考え方と同様です。

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

平成30年9月現在、秋田市所管55社会福祉法人で「会計監査人」を置いている法人はありません。よって、現段階では、この欄は無記入です。

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

本部業務を外部に委託していない限り、「法人本部」の業務に携わる職員は、基本的には、常勤専従者数は0でも、常勤換算数で、0.1人以上は必要です。

▼下記の例は、本部の業務に2人の職員が携わるものの、この2人は同時に施設・事業所の業務にも携わっているという例。本部に携わる2人だが、1週間の勤務時間に対して、本部業務に携わった時間の割合が2人合わせて0.3人ということ(小数点第2位以下四捨五入)。

(1) 法人本部職員の数			
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	A 2
		常勤換算数	B 0.3
		③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0
(2) 施設・事業所職員の数			
①常勤専従者の実数	55	②常勤兼務者の実数	C 2
		常勤換算数	D 1.7
		③非常勤者の実数	10
		常勤換算数	7.5